

熊本県建築物耐震改修促進計画の概要①

1 熊本県建築物耐震改修促進計画について

1 熊本県建築物耐震改修促進計画とは

耐震改修促進法※1第5条の規定に基づく都道府県計画として策定。
既存建築物の耐震性能を高め、大規模地震から県民の安全安心を確保するため、国の基本方針※2等を踏まえ、住宅や建築物の耐震化の目標や施策を定めるもの。

平成9年に第I期計画を策定し、約10年毎に改正を重ねながら、県内の建築物の耐震化を推進してきた。現行計画の第IV期計画期間は令和8年度から令和17年度までとしている。

※1 建築物の耐震改修の促進に関する法律

※2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

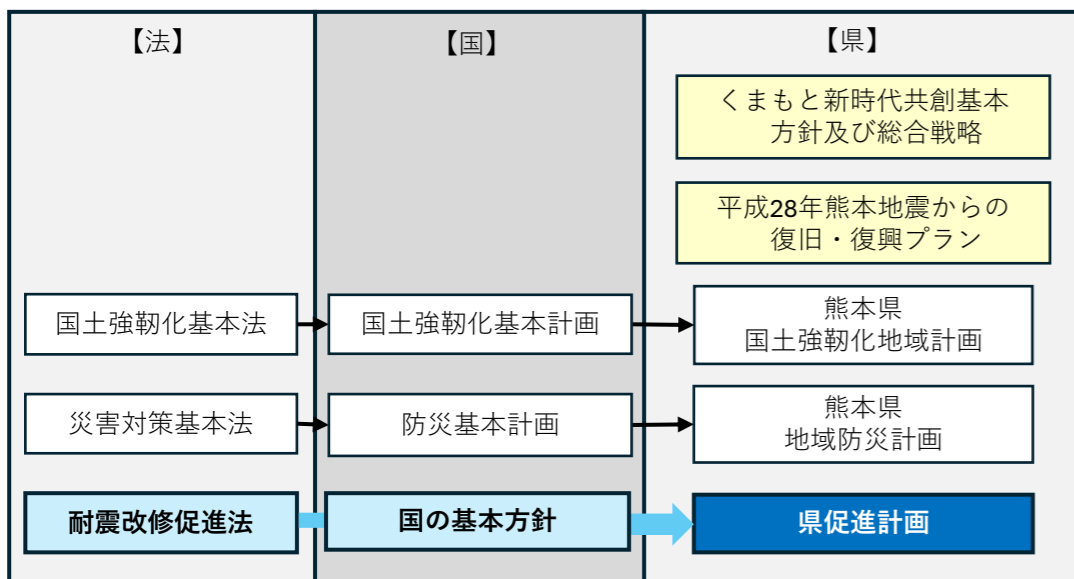
2 計画策定の必要性

平成28年熊本地震や令和6年能登半島地震など大規模地震が相次いで発生している。複数の断層が存在する県内において、特に日奈久断層帯は、国内の主要な活断層の中でも地震発生確率が高いSランクに分類されており、大規模地震発生切迫性と住宅や建築物の耐震化の重要性が一層高まっている。

国は、令和7年7月に、建築物の耐震化の現状を踏まえた新たな目標や、耐震化を促進するための新たな取組みなどを示しており、県も、県内の耐震化の現状を踏まえ、今後想定される大規模地震に備え、建築物の耐震化をより一層促進していくため、第IV期計画を策定する。

3 計画の位置づけ

「くまもと新時代共創基本方針及び総合戦略」、「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」、「熊本県国土強靱化地域計画」、「熊本県地域防災計画」と整合を図った計画とする。



県促進計画と関係法令及び関連計画

4 計画期間

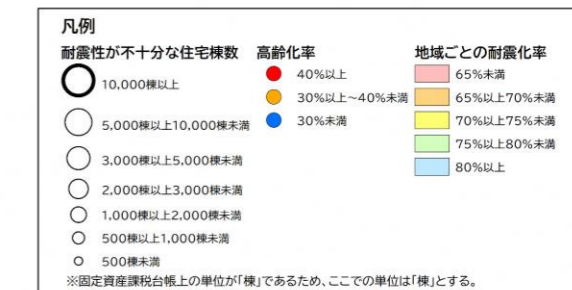
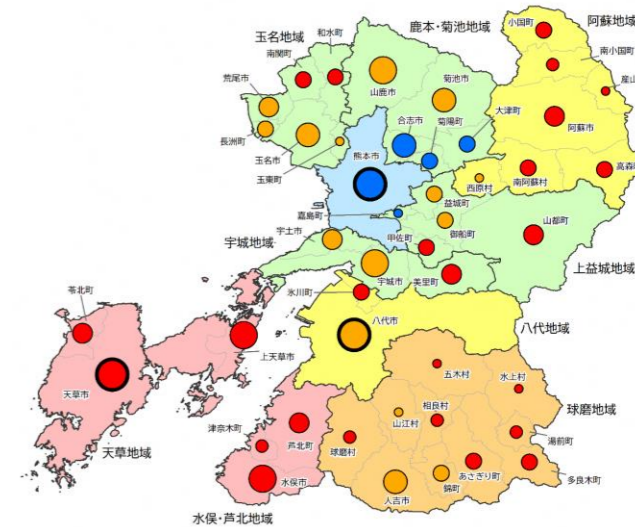
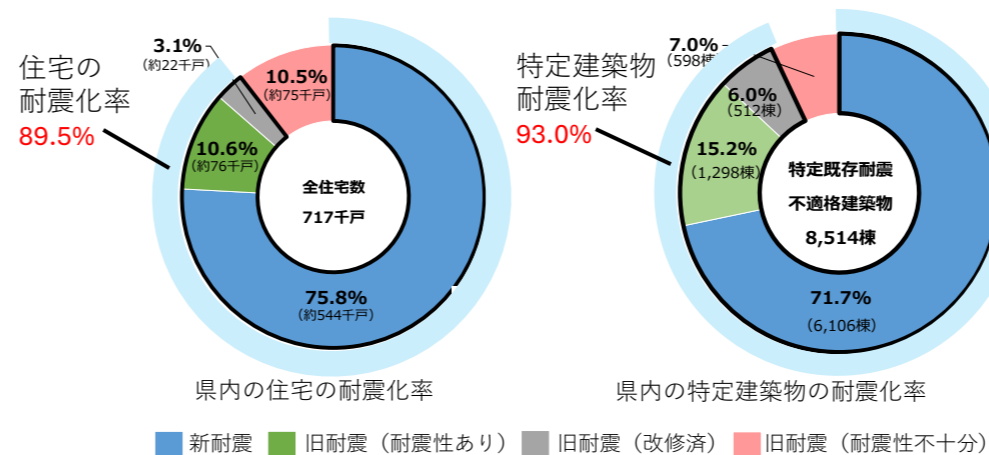
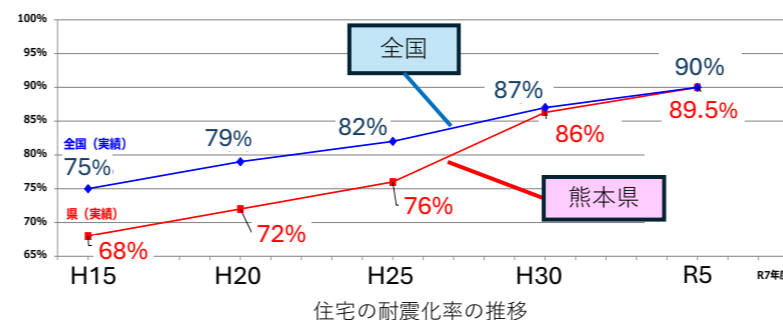
令和8年度から令和17年度までの10年間（5年経過時に見直しを検討）



2 耐震化の現状と課題

住宅	耐震性が不足するものを「令和7年度末までに概ね解消する」ことを目標とし、耐震化に取り組んできた結果、住宅の耐震化率は89.5%であり、全国平均（90%）と同程度となった。直近10年で13.5ポイント上昇したものの、引き続き耐震化を進める必要がある。 なお、住宅の耐震化について、地域別にみると、阿蘇、八代、水俣・芦北、球磨及び天草地域で低い傾向となり、地域差が生じており、耐震化率が75%未満の地域では、高齢化率が比較的高い傾向にある。そのため、昭和56年以前に建築された旧耐震基準のもの、特に高齢者世帯を優先的に取り組む必要がある。 また、平成12年までに建築された新耐震基準の木造住宅についても、過去の大規模地震において一部に被害が見られたことから、その耐震化の必要性について普及啓発を図る必要がある。
特定建築物※3	耐震性が不足するものを「令和7年度末までに概ね解消する」ことを目標とし、耐震化に取り組んできた結果、特定建築物の耐震化率は93.0%であり、直近10年で3.0ポイント上昇したものの、引き続き耐震化を進め、多数が利用するもののうち、特に重要性が高い大規模建築物について、優先的に取り組む必要がある。

※3 多数の者が利用する1,000㎡以上などの建築物



地域別の住宅の耐震化率（熊本県独自調査（R7.11時点））

3 目標設定について

	住宅	特定建築物
現行計画（H29～R7年度）	令和7年度末までに耐震性が不十分なものを概ね解消	令和7年度末までに耐震性が不十分なものを概ね解消
次期計画（R8～R17年度）	令和17年度末までに耐震性が不十分なものを概ね解消	特に重要性が高い大規模建築物（要緊急安全確認大規模建築物※4）を令和12年度末までに耐震性が不十分なものを概ね解消

※4 特定建築物で、法により耐震診断が義務付けられたもののうち、5,000㎡以上の病院やホテルなどの重要度が高い建築物

基本方針

施策

基本方針 1

大規模地震災害から県民の生命財産を守るための住宅の耐震化の促進

「地震はいつ、どこで発生してもおかしくない。」という前提に立ち、今後想定される大規模地震に備えて、補助制度の強化等により住宅の耐震化を促進します。また、新耐震基準で建てられた木造住宅についても耐震化を図ります。

基本方針 2

建築物の耐震改修に向けた優先的な施策の推進

災害時の活動拠点施設となる庁舎等や緊急避難施設となる学校等の防災上重要な公共建築物については、優先的に耐震化に取り組みます。さらに、震災後の避難や救援活動を円滑にするため、要緊急安全確認大規模建築物や緊急輸送道路沿道建築物などの耐震化にも取り組みます。

基本方針 3

非構造部材等の安全対策の促進

大規模地震発生時には、天井脱落や外壁落下、エレベーター閉じ込め等の非構造部材及び建築設備に起因する被害が多発していることから、非構造部材等の安全対策に取り組みます。さらに、ブロック塀等の安全対策及び耐震シェルター等の普及啓発にも取り組みます。

基本方針 4

防災意識の向上、相談体制の整備及び人材の育成

市町村及び関係団体等と連携し、地震に関する知識の普及啓発を図り、住宅・建築物の所有者の防災意識を高めます。さらに、相談体制の整備を図るとともに、耐震診断及び耐震改修等を担う専門的技術者を確保するため、人材育成に係る取組みを強化します。

施策 1 旧耐震基準※で建てられた住宅の耐震化の促進

※昭和56年以前の基準。過去の大規模地震で多くの被害を受けた。

- 住宅の耐震診断及び耐震改修への公的支援等の強化
- 広報誌や新聞、ラジオ等による積極的な普及啓発
- 市町村や関係団体との連携による耐震化促進のための環境整備
- 耐震化率が低い地域における効率的・効果的な取組みの推進
- マンション所有者等への関係法令や制度の周知・助言

施策 2 昭和56年～平成12年に建築された木造住宅の耐震化の促進

- 耐震診断及び耐震改修に係る支援内容の拡充
- 所有者による「新耐震木造住宅検証法」の周知

施策 3 老朽化した木造住宅等が密集している地域における耐震化の促進

- まちづくりの状況を踏まえた木造住宅の耐震化を促進する取組み

施策 4 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の推進

- 所管行政庁との連携による優先的な耐震化の推進

施策 5 防災上重要な施設の優先的な耐震化の推進

- 防災拠点施設等の耐震化及び機能継続のための取組みの推進

施策 6 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の推進

- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断への支援の継続

施策 7 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の推進

- 所管行政庁や市町村と連携した建築物所有者への働きかけによる耐震化の推進

施策 8 非構造部材等の安全対策の促進

- 定期調査報告制度等の活用による天井・窓ガラス・内外壁等の非構造部材の安全対策の促進
- 定期検査報告制度等の活用による建築設備（EV、エスカレーター、その他の建築設備等）の安全対策の促進
- 国の支援制度等の活用によるブロック塀、屋外突出物の安全対策
- 耐震シェルター、段階的改修方法の普及啓発
- 文化財建造物の安全対策の促進

施策 9 耐震改修を促進するための環境整備

- 市町村や関係団体と連携した相談体制の充実及び情報提供体制の充実
- 市町村との連携による国の支援制度を活用による建築物所有者の支援
- 税制・融資制度等の優遇措置に関する情報の積極的な提供

施策10 身近に出来る耐震対策等の普及促進

- 省エネ・バリアフリーリフォーム等に併せた耐震改修の普及
- 自主防災組織や自治会組織等との連携による普及啓発
- 住宅の耐震性低下の防止に関する知識の普及啓発
- 家具転倒防止策等の推進
- 保険制度の普及啓発

施策11 耐震化を担う専門的な技術者の育成

- 技術者向け講習会の内容の充実及び参加機会の拡大

※建築基準法に基づく建築主事を置く市町村（県内は、熊本市、八代市、天草市）及び県

施策12 所管行政庁※としての耐震診断・耐震改修の指導等

- 特定既存耐震不適格建築物等の所有者に対する耐震診断等の指導等
- 建築基準法による勧告又は命令等の実施
- 所管行政庁との連携

施策13 市町村及び関係団体との連携

- 市町村促進計画策定の支援
- 地震防災マップ作成の支援
- 関係団体と連携した耐震化の促進
- 被災建築物応急危険度判定の体制整備